



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## 千葉県銚子沖における超大規模風力発電施設計画と 名勝・天然記念物「屏風ヶ浦」の保護について

### 質 問 書

銚子市長 越川信一様

日本イコモス国内委員会 委員長 岡田保良  
日本イコモス国内委員会 第13小委員会主査 赤坂 信  
2020年10月20日

国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」(全長約10km)に近接する銚子沖に大規模な洋上風力発電施設の建設が計画され、その文化財の価値や景観に大きな影響を与えることが憂慮されています。私たち日本イコモスはこの建設計画を知った後、現地調査を行うとともに、文化庁の方々や銚子市担当者との意見交換を行ってきました。

銚子市長にお伺いします。

昨年末に日本イコモスは「銚子沖洋上発電施設建設に対する懸念表明」(資料1)を市長宛に提出しました。さらに、前述のように、本年6月29日(月)には御市洋上風力推進室の皆さんと、続いて8月4日(火)に現地視察を兼ねて同文化財担当の皆さんと、それぞれ意見交換を行いました。これらによって私たちは再生エネルギーの確保の必要性和市財政上のメリット等について理解する機会を得ましたが、一方、この大規模事業の及ぼす文化財や景観保護に対する懸念もますます大きくなりました。

市民が誇りに思い、大事に守ってきた屏風ヶ浦は、その価値や市民の努力が認められて2016年に国指定の名勝天然記念物となったわけですが、今般の銚子沖洋上発電施設建設は、国指定文化財の価値に影響を与えるだけでなく、市民が親しんできた屏風ヶ浦から太平洋にかけての地球を丸く見せる貴重な景観と富士山への眺望を大きく損ないかねない事業です。

すでに、「千葉県銚子沖における協議会」が本年6月に発表した「意見とりまとめ」の3. 留意事項(3)には、

「・選定事業者は、(略)国指定名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦をはじめとする、国定公園等における地形・景観が有する文化的・環境的・地球科学的な価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、文化財及び環境関連の法令に基づき、



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

屏風ヶ浦等への影響を上記協議結果や学識経験者等の意見を踏まえ、客観的根拠に基づいて専門的な調査・予測・評価を行うとともに、その結果を踏まえ影響を軽微にするための適切な対応を行うこと。」

との記述があります。

銚子市として、選定事業者に対してこの留意事項の確実な履行を求めるのは当然として、事業者による検討や結果発表を待つことなく、こうした重大事業が想定される場合には、市として、市民にわかりやすい情報をできうる限り早い機会に提供する必要があるのではないのでしょうか。できれば、いくつかのケースを想定した事業シミュレーション画像等を用意し、市民に広く公開するなどにより、活発な議論を促してはどうでしょうか。このような大規模な事業、とりわけ市民・国民の宝とも言える文化財や景観に関わる大事業が、観光振興や財政等の観点だけで、また関係者等一部の限られた人々だけで議論されるのでは、市にとってよい結論が得られるとは思われません。

この風力発電施設建設事業が、市の将来にとって極めて重要な事業であるならば、市にとってかけがえのない文化財の価値、美しい希少な自然景観の価値をも未来に確実に継承できるよう、市長、市民の皆様の積極的な努力を期待しています。

以上、市長のお考えをご教示いただきたく、お伺いします。

なお、近年、世界遺産のバッファゾーンの保護について国際的な関心が高まっている中、私たち日本イコモスは2016年7月1日に「日本の世界遺産の保護施策の充実のためにーバッファゾーンをめぐるー予備的提言」（資料2）を発表し、総合的な保護施策が必要と訴えたところですが、私たちは屏風ヶ浦のような世界遺産以外の指定文化財等についても、その価値を十全に守るため、バッファゾーンの発想を取り入れた文化財保護の新たな施策、法制を急ぐ必要があると考えています。このため、別途文化庁長官のご意見もお伺いしています。

また、現在、経済産業省と国土交通省は「再エネ海域利用法」に基づき、銚子沖も含めて洋上発電の全国展開を図っているところですが、この洋上での巨大開発事業の影響評価においては、文化遺産(水中文化遺産を含む)の保護、周辺景観及び自然環境の保全について、より適切な位置づけが必要です。

私たち日本イコモス国内委員会は、文化財保護とともに景観・環境保全の施策についてさらに検討を深め、今後とも経済産業省、国土交通省等関係機関に対しても積極的な提言を行い、その実現を図る努力を続ける所存であることを申し添えます。

以上



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)

---

資料 1 : 日本イコモス国内委員会 銚子市長宛

銚子沖洋上風力発電施設建設に対する懸念表明 (2019 年 12 月 26 日)

<https://icomosjapan.org/news/news191226.pdf>

資料 2 : 日本イコモス国内委員会 予備的提言

「日本の世界遺産の保護施策の充実のためにーバッファゾーンをめぐるー」

(平成 28 年 (2016 年) 7 月 1 日付け)

<https://icomosjapan.org/document/opinion160701.pdf>

一般社団法人 日本イコモス国内委員会

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F 文化財保存計画協会気付

FAX: 03-3261-5303

E-mail: [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)

連絡先 : 赤坂 信 (第 13 小委員会主査)

[makotoakasaka1@gmail.com](mailto:makotoakasaka1@gmail.com)